0

0

を 「又は漁業離職者求職手帳」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事

古

田

を

岐阜県規則第三十九号

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

す る。 岐阜県訓練手当支給規則(昭和四十一年岐阜県規則第百号)の一部を次のように改正

須市

り、同項第九号中「第二条第二項第八号又は第八号の二」を「第二条第二項第八号、第 同項第六号中「第一条第一項第七号イ(1)から(4)まで」を「第一条の四第一項第七号イ(1) び幼稚園」を「幼稚園及び小学校」に、「第八十二条の二」を「第百二十四条」に改め、 第十四号を第十三号とし、同条第二項中「第一条第一項第七号イ⑵及び⑷」を「第一条 第九条に規定する障害者職業センターにより知的障害者と判定された者をいう。)」を削 同法第十八条第一項に規定する精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律 法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、 十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する 第十五条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七号) 第 から⑷まで」に改め、同項第七号中「〈児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) の四第一項第七号イ②及び⑷」に改める。 八号の二又は第八号の三」に改め、同項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、 第三条第一項第一号中「第十二条」を「第二十条」に改め、同項第四号中「小学校及

岐

阜

県

公

るために」に改める。 第四条第二項ただし書中「公共職業安定所長の指示により」を「公共職業訓練を受け

使用しないで交通機関等を利用して通所するものとした場合において、支給対象者の住 所若しくは居所からその利用することとなる交通機関の最寄りの駅 (停留所等を含む。) 第五条第五項第二号中「、通所のため利用できる交通機関のないもの又は自動車等を

号

ち」を削る。 の運行回数が一日十往復以下であるもの (以下「通所が不便である者」という。) のう までの距離が二キロメートル以上であるもの若しくはその利用することとなる交通機関

別表二級地の部埼玉県の項中「岩槻市」及び「上福岡市」を削り、 「入間郡大井町 郡三芳町」

「ふじみ野市 入間郡三芳町」 に改め、同部神奈川県の項中「津久井郡城山町」を削り、同部岐阜

. 西春日井郡西枇杷島町

県の項中「土岐郡笠原町」を削り、同部愛知県の項中

同同

郡清洲町 郡師勝町

北 清

郡新川町

名古屋市」 に改め、同部大阪府の項中「南河内郡美原町」を削り、同部福岡県の項中

「古賀市」を 「古賀市 福津市」 に改め、「宗像郡福間町」を削り、同部長崎県の項中

同同同

西彼杵

郡高島町

郡崎戸町

郡香焼町 を 「西海市」に改める。

郡伊王島町」

則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第四十号

岐阜県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

のように改正する。 岐阜県立職業能力開発校管理規則 (昭和四十九年岐阜県規則第五十八号) の一部を次

第四条、第五条及び第六条第二項中「長」を「校長」に改める。

第八条中「開発校の長」を「開発校の校長」に改める。

同条第三項中「長は」を「校長は」に改め、同条第四項中「長」を「校長」に改める。 第十条から第十四条までの規定、第十七条第一項及び第二項並びに第十八条から第二 第九条第一項中「長は」を「校長は」に改め、同条第二項中「長」を「校長」に改め、

十一条までの規定中「長」を「校長」に改める。

条の前に次の一条を加える。 第二十二条中「長」を「塾長の同意を得て校長」に改め、同条を第二十三条とし、同

第二十二条 開発校の運営を円滑に推進するため、開発校に塾長を置く

職業能力開発校」に改める。 別表国際たくみアカデミー の部中「国際たくみアカデミー」 を「国際たくみアカデミー

別記第八号様式及び別記第九号様式中「長」を「校長」に改める。 別記第一号様式から別記第七号様式までの規定中「炯」を「対加」 別記第十号様式中「畑」を「済畑」に、「3.6」を「3.7」に改める。 に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

岐

ここに公布する。 国際たくみアカデミー 職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規則を

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田

印影

岐阜県規則第四十一号

国際たくみアカデミー 職業能力開発短期大学校条例施行規則の一部を改正する規

3) (第百三十一号)の一部を次のように改正する。 国際たくみアカデミー 職業能力開発短期大学校条例施行規則 (平成十五年岐阜県規則

> 改め、同条第二項から第五項までの規定中「塾長」を「校長」に改める。 の前に次の一条を加える。 第十一条中「塾長」を「塾長の同意を得て校長」に改め、同条を第十二条とし、同条 第九条並びに第十条第一項、第二項及び第四項中「塾長」を「校長」に改める。 第八条第一項中「短期大学校塾長 (以下「塾長」を「短期大学校長 (以下「校長」に

(塾 長)

第十一条短期大学校の運営を円滑に推進するため、短期大学校に塾長を置く。

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

岐阜県告示第二百七十号

木工芸術スクールで使用する校長印を次のように定め、平成二十年四月一日から使用

百六十四号)は、平成二十年四月一日から廃止する。 なお、木工芸術スクールで使用する塾長印に関する告示(平成十五年岐阜県告示第1

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田

剛部

てん書

大きさ 二十三ミリメートル平方

公印管理者 木工芸術スクー ル校長